⑷ Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 5 July 2012

⑸ Due date for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. 11 September 2012. Provided that all participants are chosen as for tenders, Due date for the submission of tenders, : 10 : 00 A.M. 23 August 2012.

⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺ Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1447

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月21日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　猪熊　康夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新名神高速道路　野登トンネル東工事

⑶　工事場所　自）三重県鈴鹿市大久保
至）三重県鈴鹿市西庄内

⑷　工事内容　本工事は、トンネル掘削工事１ヶ所を含む延長約4,790ｍ（土工量約140万㎥を含む）の土木工事である。

⑸　工事概算数量
延　長　約4,790m
土工量　約140万㎥（うちトンネルずり量約29万㎥）
溝渠工　Ｃ－ＢＯＸ　８基
橋台・橋脚　８基

⑹　工期　契約締結の翌日から1,410日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約71,000㎥
鉄筋　約1,900ｔ
ロックボルト　約40,000本
鋼アーチ支保工　約3,100基

⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。

技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書および設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不可とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式（受託工事に関わる部分は除く。詳細は入札説明書を参照）の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　本工事は、本工事を構成する工事材料の一部（以下「コストオン対象資材」という。）について、中日本高速道路株式会社が別に決定する調達先及び調達価格を本工事の契約条件の一部とする発注方式（以下「コストオン方式」という。）の試行工事である。この方式は、コストオン対象資材の調達先と当社の間で直接売買契約を締結するものではない。

⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,620点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,620点以上（土木工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した、次に掲げるア）及びイ）の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

ア）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が50㎡以上で延長1.4km以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

イ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が110万㎥以上ある道路土工工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ア）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.7km以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

イ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が55万㎥以上ある道路土工工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・トンネル工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。

・切盛土工に係る工事の経験を有する技術者は切盛土工が稼動している期間。